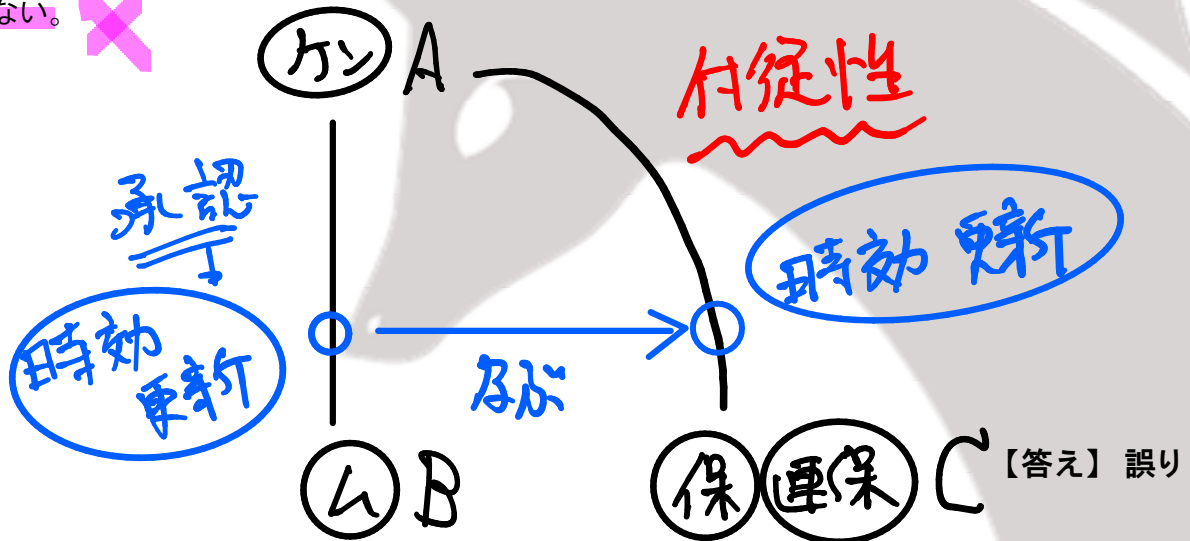


保証債務の付従性 S63-09-2 <<#398>>

【問】正誤をつけよ。

主たる債務者の債務承認による時効の更新の効力は、保証人には及ぶが、**連帯保証人には及ばない。**



<<ポイント1>> 主たる債務者について生じた事由の効力

主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による**時効の完成猶予及び更新**は、**保証人(連帯保証人)に対しても、その効力を生ずる。**(民法 457 条 1 項)

⇒ 保証債務の付従性(原則)

原則. 及ぶ ★

<<ポイント2>> 保証人の負担と主たる債務の目的又は態様

主たる債務の目的又は態様が**保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されない。**(民法 448 条 2 項)

⇒ 付従性の例外